

3 国基準省令と県基準条例の対照表(特別養護老人ホーム)

関係省令	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十六号)
------	--

福祉保健部長寿社会課

【特別養護老人ホーム】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例
趣旨 (第1条)	趣旨 (第1条)
基本方針 (第2条)	基本方針 (第2条)
構造設備の一般原則 (第3条)	構造設備の一般原則 (第3条)
設備の専用 (第4条)	設備の専用 (第4条)
職員の資格要件 (第5条)	職員の資格要件 (第5条)
職員の専従 (第6条)	職員の専従 (第6条)
運営規程 (第7条)	運営規程 (第7条)
非常災害対策 (第8条)	非常災害対策 (第8条)
記録の整備 (第9条)	記録の整備 (第9条)
設備の基準 (第11条)	設備の基準 (第10条)
職員の配置の基準 (第12条)	職員の配置の基準 (第11条)
サービス提供困難時の対応 (第12条の2)	サービス提供困難時の対応 (第12条)
入退所 (第13条)	入退所 (第13条)
入所者の処遇に関する計画 (第14条)	入所者の処遇に関する計画 (第14条)
処遇の方針 (第15条)	処遇の方針 (第15条)
介護 (第16条)	介護 (第16条)
食事 (第17条)	食事の提供 (第17条)
相談及び援助 (第18条)	相談及び援助 (第18条)
社会生活上の便宜の提供等 (第19条)	社会生活上の便宜の提供等 (第19条)
機能訓練 (第20条)	機能訓練 (第20条)
健康管理 (第21条)	健康管理 (第21条)
入所者の入院期間中の取扱い (第22条)	入所者の入院期間中の取扱い (第22条)
施設長の責務 (第23条)	施設長の責務 (第23条)
勤務体制の確保等 (第24条)	勤務体制の確保等 (第24条)
定員の遵守 (第25条)	定員の遵守 (第25条)
衛生管理等 (第26条)	衛生管理等 (第26条)
協力病院等 (第27条)	協力病院等 (第27条)
秘密保持等 (第28条)	秘密保持等 (第28条)
苦情処理 (第29条)	苦情処理 (第29条)
地域との連携等 (第30条)	地域との連携等 (第30条)
事故発生の防止及び発生時の対応 (第31条)	事故発生の防止及び発生時の対応 (第31条)

【ユニット型特別養護老人ホーム】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例
この章の趣旨（第32条）	この章の趣旨（第32条）
基本方針（第33条）	基本方針（第33条）
運営規程（第34条）	運営規程（第34条）
設備の基準（第35条）	設備の基準（第35条）
サービスの取扱方針（第36条）	サービスの取扱方針（第36条）
介護（第37条）	介護（第37条）
食事（第38条）	食事の提供（第38条）
社会生活上の便宜の提供等（第39条）	社会生活上の便宜の提供等（第39条）
勤務体制の確保等（第40条）	勤務体制の確保等（第40条）
定員の遵守（第41条）	定員の遵守（第41条）
準用（第42条）	準用（第42条）

【地域密着型特別養護老人ホーム】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例
この章の趣旨（第54条）	この章の趣旨（第43条）
設備の基準（第55条）	設備の基準（第44条）
職員の配置の基準（第56条）	職員の配置の基準（第45条）
介護（第57条）	介護（第46条）
地域との連携等（第58条）	地域との連携等（第47条）
準用（第59条）	準用（第48条）

【ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例
この章の趣旨（第60条）	この章の趣旨（第49条）
設備の基準（第61条）	設備の基準（第50条）
介護（第62条）	介護（第51条）
準用（第63条）	準用（第52条）